明 石 市

民生委員・児童委員について

1 民生委員･児童委員とは

民生委員は、地域住民の立場にたって、福祉に関わる様々な相談に応じながら、一緒に解決方法を考え、サポートします。

すべての民生委員は児童委員も兼ねていて、子どもや子育てに関する相談も受けています。

令和５年１２月現在で、明石市の民生委員・児童委員の定数は４１５名で、うち２９名は、特に児童のことを専門に担当する「主任児童委員」です。

2 主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。明石市では、２９名の主任児童委員がいます。

主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、平成６年１月に制度化されました。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

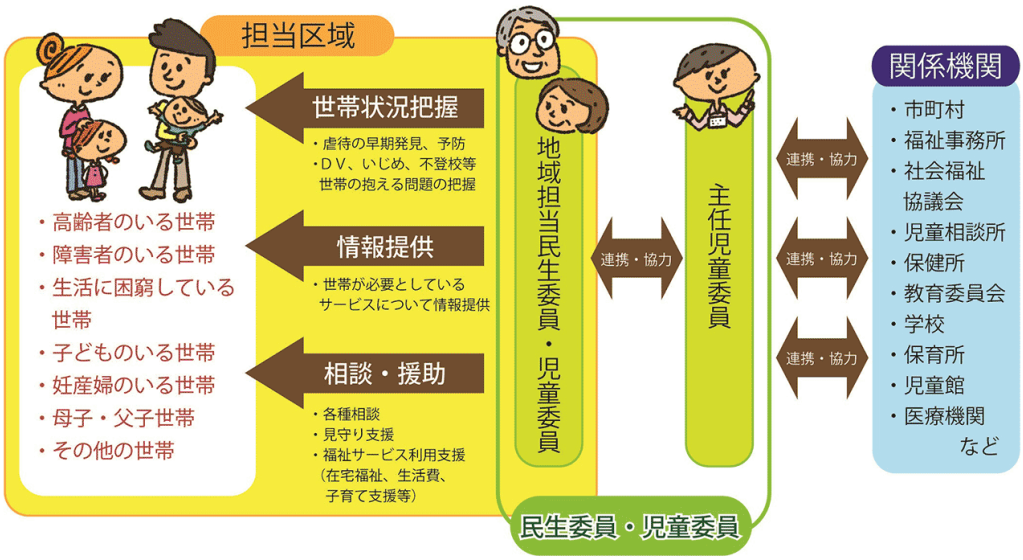

Point!

- 明石市民生児童委員協議会では、中学校区ごとに地区民生児童委員協議会を組織しています。
- 民生委員･児童委員の身分は厚生労働大臣から委嘱され、「民生委員法」及び「福祉六法」などの福祉関係諸法に定められた職務を遂行する非常勤特別職の地方公務員となります。
- 民生委員･児童委員は、法律上「守秘義務」があり、相談内容等、活動上知り得た情報は、その秘密を厳守します。
- 民生委員･児童委員としての職務上の地位を、政党または政治目的などに利用することは禁止されています。

3 区域担当民生委員･児童委員／主任児童委員の仕事

区域担当民生委員・児童委員

区域担当民生委員･児童委員は担当区域を持ち、地域の高齢者、障害者、児童など様々な問題について地域でのアンテナ役として、住民と行政のパイプ役を担います。

«主な活動内容»

- **住民の相談・支援活動**
  - ・高齢者や障がいのある方など、日頃から見守りが必要な方への声掛け、訪問活動を行います。
  - ・地域住民の相談に応じ、必要な専門機関（地域総合支援センター、明石こどもセンターなど）や福祉サービスの情報等を提供します。

- **関係機関・団体との連携**
  - ・行政などの依頼に基づき、担当区域内の高齢者世帯の状況調査や、状況確認書の発行などに協力します。
    - ① ひとり暮らし高齢者台帳・避難行動要支援者台帳の訪問調査
      ⇒ 年１回、３月に対象家庭を訪問し、聞き取り調査を行います。
    - ② 敬老見守り訪問
      ⇒ 毎年９月（敬老月間）に対象者（77 歳・88 歳・100 歳）宅を訪問し、敬老祝い金を贈呈することで、ご本人の見守り支援につなげています。
    - ③ 行政の補完としての担当区域内に居住する市民の状況確認（証明）事務

- **地域福祉活動**
  - ・高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動などに取り組んでいます。
  - ・地域行事や学校行事等へ参加し、住民との交流を深めています。

- **情報交換や研修**
  - ・地域の民生委員・児童委員による月例の会議（定例会）に参加し、行政機関等との連絡調整や委員同士の情報交換、地域の課題についての話し合いを行っています。
  - ・必要な知識やスキルを得るための研修に参加します。

«会議・研修など»

定 例 会	月に一回

※その他、必要な知識やスキルを得るために、新任研修会やフォローアップ研修、中堅研修などがあります。

主任児童委員

児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助、協力を行います。

«主な活動内容»

- **幼稚園、小学校、中学校や児童福祉関係機関への訪問**
- **子育て家庭への訪問**
- **児童虐待・いじめ・非行問題に関して、明石こどもセンター（児童相談所）などの関係機関への協力**

«会議・研修など»

定 例 会	月に一回
主任児童委員部会	奇数月に一回
主任児童委員自主部会	年に三回程度
そ の 他	・児童福祉専門部会・主任児童委員部会合同研修会 ・東播磨ブロック主任児童委員等連絡会議 ・地域児童育成環境づくりフォーラム　など →それぞれ年に一回

区域担当民生委員・児童委員／主任児童委員のちがい

	区域担当民生委員・児童委員	主任児童委員
活動内容	特定の区域を担当し、高齢者や障がいのある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施	特定の区域を担当せず、地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当の児童委員の活動をサポート
活動事例	・担当区域の高齢者や障害者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など） ・ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供 ・支援が必要な方の様々な相談に応じ、助言	・市区町村、福祉事務所、児童相談所や保健所、学校と区域担当の民生委員・児童委員との連絡調整 ・民生委員・児童委員の活動に関しての相談 など

4 任期等

(1) 区域担当民生委員・児童委員、主任児童委員の任期は、共に３年間です。
(2) 区域担当民生委員・児童委員の年齢は、概ね７５歳まで、主任児童委員は、概ね６５歳までです。
(3) 任期途中の交代は、４月・８月・１２月の年３回。交代による補欠者の任期は前任者の残任期間です。※現在の任期は令和７年 11 月 30 日まで

5 民生委員･児童委員になるまでの手続き

候補者の選出	自治会・町内会、民生委員・児童委員など地域からの推薦
↓	
事務局で取りまとめ	面談を実施
↓	
民生委員推薦会	市の設置する推薦会で委員にふさわしいことを確認
↓	
民生委員審査専門分科会（社会福祉審議会）	適否の審査
↓	
市　　長	市長を経由し推薦
↓	
厚生労働大臣	
↓	
民生委員・児童委員として委嘱	４月・８月・12 月 各月１日

6 その他

（1）民生委員・児童委員には、給与は支給されないこと（無報酬）になっていますが活動に必要な費用弁償費（交通費や電話代、研修費など）は支給されます。
（2）民生委員・児童委員は、活動中の事故に備えて、傷害等保険制度に加入しています。
（3）市では地域における福祉の増進を図るため、区域担当民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う民生・児童協力委員を配置しています。

7 事務局･お問い合わせ先

明石市福祉局地域共生社会室地域福祉担当
〒673-8686 明石市中崎１丁目５番１号
ＴＥＬ：078-918-5168　　ＦＡＸ：078-918-5051